

令和4年度 成田市青少年問題協議会会議録

1 開催日時

令和4年8月5日（金） 午後2時～3時45分

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所6階 中会議室

3 出席者

(委員)

伊藤卓会長、城之内利彦副会長、中尾正利委員（成田警察署生活安全課高杉少年係長代理出席）、山口裕司委員、荒川博委員、藤崎俊浩委員（成田北高等学校浅賀隆之教頭代理出席）、武田耕史委員、山田三雄委員、宮崎廣文委員、湯浅美智子委員、岩野富士郎委員、岩舘司委員、安藤香織委員及び椿勲委員

(事務局)

小泉市長、小川教育部担当次長、鈴木交通防犯課長、谷崎子育て支援課長、廣田教育指導課長、野村生涯学習課長

4 議事

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) SNS等ネット社会における青少年対策について
- (3) 成田市の青少年非行の現状と課題について（報告）

5 議事（要旨）

- (1) 会長・副会長の選出について

事務局 会長及び副会長については、成田市青少年問題協議会設置条例第4条第1項の規定により、「委員の互選により定める」こととなっておりますので、会長に立候補される方は挙手をお願いいたします。

委員 (立候補者なし)

事務局 立候補はないようですので、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

武田委員 伊藤委員を推薦いたします。

事務局 ただ今、武田委員より、会長に伊藤委員の推薦をいただきました。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

委員 (拍手)

事務局 賛成多数により、会長は伊藤委員に決まりました。条例第5条第1項の規定により「会長が議長となる」こととなっておりますので、これからは伊藤会長に議事進行をお願いいたします。

伊藤議長 引き続き、副会長の選出についてお諮りします。副会長に立候補される方は挙手をお願いいたします。

委員 (立候補者なし)

伊藤議長 立候補はないようですので、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

武田委員 城之内委員を推薦いたします。

伊藤議長 ただ今、武田委員より、城之内委員をご推薦いただきました。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

委員 (拍手)

伊藤議長 賛成多数により副会長は、城之内委員に決まりました。

(2) SNS等ネット社会の青少年対策について

事務局 スマートフォン等の普及に伴い、青少年のインターネット利用も低年齢化の傾向にあります。令和元年度に、千葉県が県内の中学校・高校のうち39校の在校生を対象に実施した「青少年のSNS利用に関する意識調査」によると、「所有するインターネットに接続できる情報機器」では「スマートフォン」が88%と最も高く、中学1年生の73.6%がスマートフォンを所有しているとの結果となりました。そして、SNSの利用経験がある者のうち、9割以上が「自分のスマートフォンから接続した」と回答しています。

また、独立行政法人国民生活センターが令和2年4月に公表したデータでは、全国の消費生活センター等に寄せられるSNSに関連する相談件数は増加の一途であり、平成22年度に比べ、令和元年度は約6倍になっています。令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、巻き込まれる消費契約トラブルや個人間取引トラブル等、事態の深刻化が懸念されているところです。

本市では、スマートフォン利用の広まりをうけ、家庭でのルール作りのきっかけとするため、成田市PTA連絡協議会及び成田市教育委員会で、令和3年12月に「みんなのルール4か条」を作成し、小中学生の

家庭に配付する等の啓発に取り組んでおります。

本日は、このネット社会において青少年を守り、健全育成するために学校・家庭・地域が連携して“できること”について委員の皆様にご協議いただき、議論をもとに各分野が相互に協力していく環境を醸成したいと考えております。よろしくお願いいたします。

岩野委員 県の調査において、「SNSで知らない人と連絡を取り、そのうち実際に会った」のが26.9%というのには驚きです。地域で青少年の健全育成に取り組むためには、成田市での実態も把握する必要がありますので、学校、PTA等と情報を共有したいです。

岩館委員 一人一台タブレットが配布されてインターネットを利用して授業を受ける等、学校教育の環境が大きく変化し、さらには緊急事態宣言等による外出自粛や休校措置によって、子どもたちが対面によらない方法で友人らと交流することが急激に増えました。なかには、犯罪危険性のある人物と接触するおそれがあることから、スマートフォン利用の家庭でのルールづくりを推奨しました。

SNS上でのトラブルについては、SNSの仲間外れからいじめへと発展していった事例があります。しかし、親が子どものスマートフォンの利用を制限しようとしても、スマートフォンが子どもの生活にも深く浸透してしまっていることや、子どもの方が情報技術への理解が早く技術的に詳しいことが多いため、実効性のある制限に苦慮しています。

伊藤議長 行政回覧を利用して周知するのもいいでしょう。学校での状況はいかかでしょうか。

荒川委員 中学校では生徒全員に教育用タブレットを配布していますので、全員がインターネットを利用できる環境にあります。インターネット上のいやがらせ以外に、他人の写真を無断で掲載した等のトラブルがありました。そのほか事件性のあるような例は今のところ把握していませんが、いつ事件に発展してもおかしくない状況という危機感を常に持っています。また各学校では、タブレット使用のルールを定めたり、NTT等の外部講師によるネットリテラシー教室を開催したりして、生徒の指導にあたっています。

個人所有のスマートフォンについては、プライバシー保護の観点からす

べてを学校が管理することはできませんので、家庭での保護者による管理をお願いしているところです。

浅賀代理 高校でも、友人の写真を無断でインターネット上に掲載してしまい、保護者を交えて指導にあたった事例がありました。

県立高校では、「情報」の授業で情報機器の使い方だけでなくネットリテラシーの啓発についても取り組んでいます。また、千葉県警のサイバー犯罪の担当者を招いて、警察の視点からのネット犯罪の危険性に関する講義を実施しました。県立高校ではまだ一人一台に情報端末を配布しておらず、家庭ごとにフィルタリングサービスを利用する等の対応をお願いしているところです。

伊藤議長 保護者の視点からのご意見はありますか。

安藤委員 塾の送迎等で必要があって小学生にスマートフォンを持たせることはあります。小学生であれば親が管理することはできますが、高校生や大学生にもなると一日に親子で接するのは朝夕のわずかな時間ですし、スマートフォンの使い方を親が子から教わっているような状態で親がすべてを把握することは難しいです。学校にも積極的に取り組んでいただき、学校と家庭の両側から指導していくのが効果的ではないでしょうか。

また、SNSによる被害の実態について、ニュースでは詳しく報道されていません。具体的な事例があれば、格段と子どもに指導しやすくなりますので、被害の状況等が公表されることを望みます。

武田委員 「みんなのルール4か条」に書かれている、「人の心を傷つける書き込みや投稿をしない」「夜9時以降は、家族以外の相手とはSNSを使いません」「ながらスマホはしません」「フィルタリングサービスを受けます」というのは、スマートフォン以外のものですが昔から同じようなことを言われていました。小中学生の年代に問題となる要素は数十年前から変わらずあって、それらの要素をいかに今日のSNSに置き換えて対応していくかが重要になります。ただし、これまでの生活環境に存在しなかったSNSというものの特性をとらえて対応を考えないと、方向性を見誤ることになります。例えばSNSの特性には、「情報が拡散する速度が速く範囲が広いこと」「発信された情報は一過性でなく永続性が高く、完全に削除することが極めて難しいこと」「不特定者との接触

が容易であること」「個人情報に直結しやすいこと」があります。

また、何らかの犯罪やトラブルに巻き込まれた人たちのほとんどは、「まさか自分が」と口にするそうで、SNSでの場合も同じであれば、SNSの危険性や怖さをいくら刷り込んだとして、あまり効果はあがらないかもしれません。子どもたちには、別のアプローチからも繰り返し取り組んでいく必要があると思います。

伊藤議長 各分野において課題はいろいろあるようです。法整備が整っていない状態ではありますが、これらの意見をもとに少しでも取り組みがなされるよう事務局にお願いしたいと思います。

(3) 成田市の青少年非行の現状と課題について（報告）

成田市の青少年非行の現状と課題について、成田警察署生活安全課からの報告は以下のとおり。

令和4年6月末の暫定の数値として、成田警察署管内で少年補導人数は99人のうち、成田市に居住していたのは49人です。学職別では、中学生1人、高校生36人、大学生3人、そのほかは無職少年等です。不良行為は、騒音等の迷惑行為21人、喫煙11人、怠学9人です。少年事件は10件11人あり、窃盗罪4件、傷害罪3件です。前兆事案（子どもや女性等に対する声かけ・待ち伏せ・つきまとい・のぞき等の性的犯罪の前兆とみられる行為）は61件あり、青少年が被害となったのは、高校生14人、中学生8人、小学生8人で、陰部露出9件、声かけ18件、つきまとい12件ありました。成田署では、制服警官による警らのほか、遊撃捜査により13人の行為者を特定して指導・警告しています。

SNS関連では、SNS上で悪口を書かれたという相談が数件あるほかに性的被害は4件把握していますが、被害者とされる少年自らが小遣い稼ぎのためにSNSへ投稿をしていた事例がありました。少年について警察では被害者として処理されますので、少年本人へはSNSでの軽はずみな行為にともなうリスクについて自覚を促しにくいことが課題です。

・委員からの意見

岩野委員 犯罪被害に遭うと、被害者は口をつぐんでしまうことが多いため、実態

が把握できません。例えば、出会い系サイトによる被害等の情報を発信してほしいです。

高杉代理 個人情報を除いた内容でホームページやSNSで公表することについて検討します。

参考として、出会い系サイトを利用している多くは大人で、子どもはSNSにあるダイレクトメール機能を使い、一対一で交流をした結果被害に遭う事例がほとんどです。

6 傍聴

傍聴者 1名

7 次回開催日時(予定)

未定